

大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例  
施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

大田市長 **楯野弘和**

大田市規則第47号

大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する  
条例施行規則の一部を改正する規則

大田市森林総合利用施設櫛島森林公園の設置及び管理に関する条例  
施行規則（平成17年大田市規則第134号）の一部を次のように改  
正する。

様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。